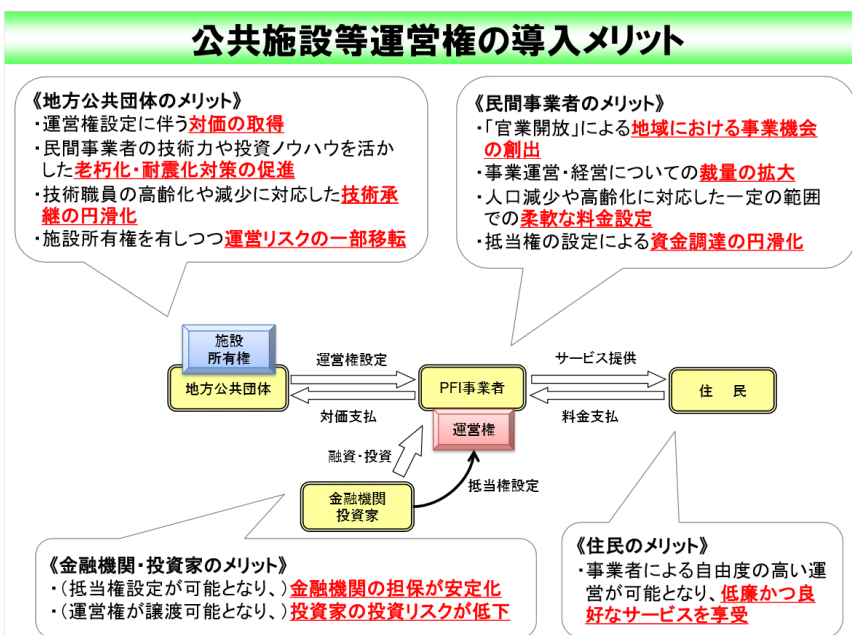


「地域の水と共に生きる！」

- 下水道事業における運営権取引を考える -

『公共施設等運営権取引への期待』

下水道インフラは、「使った水の道」そして「雨水の道」として、地域の水の循環を支えています。下水道インフラは他に代替することができない施設です。下水道インフラの老朽化対応だけでなく、大規模災害対策としての耐震化や気候変動対策としての新しい雨水管の導入など、多額の更新整備が必要です。下水道事業の更新整備の推進には、自治体における技術職員をはじめとする職員不足や財源といった課題を解決することが必要です。そこで、下水道施設を自治体が保有したまま、下水道事業の運営



権を設定し、その運営権を民間に移転する運営権取引が推進されてきました。運営権取引は人員や財源そして新しい技術ノウハウを民間から包括的に導入することができ、下水道事業の

持続性を高めるために有効な手法といえます。これまで下水道事業を担ってきた自治体にとって、また民間事業者にとって、さらには地域の住民の方々にとってそれぞれのメリットがもたらされる民間活用の手法と考えられています。



『運営権取引の現状と運営権取引における課題』

現時点において下水道事業における運営権取引について、浜松市ではすでに事業を開始され、高知県須崎市では具体的な募集要項が公表されています。

その他、宮城県、村田町、三浦市、奈良市、宇部市では運営権取引の導入に向けたデューデリジェンスと呼ばれる具体的な取り組みが始まっています。一方、下水道事業における運営権取引の導入にあたっての課題も、国が主導する様々な検討会を通じて明確になっています。まず、下水道事業には赤字事業も多く採算性が厳しいことがあげられており、民間事業者にとって積極的な参画が難しいという課題です。また、天災による家屋浸水や道路冠水といった雨水に関わる事業リスクは民間事業者では対応が大変困難であるという課題です。これらの課題により、下水道事業全体を対象とする運営権取引は実現が難しいことも事実です。

(* H28 下水道統計による)
(H30.4時点で実施中(コンセッションは実施方針策定済)のもの。国土交通省調査による)
※ 1団体で複数の施設を対象としたPPP/PFI事業を行う場合があるため、必ずしも団体数の合計は一致しない

下水道施設	下水処理施設	ポンプ場	管路施設	全体
	(全国2,166箇所*)	(全国3,676箇所*)	(全国約47万km*)	(全国1,472団体)
包括的民間委託	471施設 (252団体)	652施設 (124団体)	29件 (20団体)	(258団体)
指定管理者制度	60施設 (20団体)			(20団体)
DBO方式	24施設 (20団体)	1施設 (1団体)		(21団体)
PFI(従来型)	11施設 (7団体)			(7団体)
PFI(コンセッション方式)	2施設 (2団体)	2施設 (1団体)	1件 (1団体)	(2団体)

『現在における運営権取引の課題と解決方法』

雨水に関する事業リス

クは民間にとって難し

いリスクであることか

ら、「部分型」と呼ばれ

る運営権取引が解決

策としてあげられていま

す。すでに事業開始し

ている浜松市の運営

市内に11ある下水道処理区のうち、一番大きな西遠処理区で稼働している3つの施設（図1参照）を、平成30年4月から「運営委託方式（コンセッション方式）」で運営しています。

※運営委託方式（コンセッション方式）とは：施設の所有権を自治体に残したまま、運営を民間事業者者に長期間（今回は20年間）委ねる事業方式です。

※下水道管は含みません。



図1 西遠処理区及び対象施設

権取引も、浜松市の下水道事業全体ではなく、特定の施設や地域を対象としていま

す。また、「混合型」と呼ばれる運営権取引の検討も進められています。汚水に関する

事業に関しては運営権者となる民間事業者が独立採算で事業運営し、雨水に関する

事業に関しては民間事業者から自治体はそのサービスを購入する取引として構成さ

れる方式です。

厳しい採算性への解決策については、別のタイプの「混合型」運営権の導入検討が進

められています。下水道事業の特性を生かした資源・エネルギー分野の事業と通常の下

水道事業を組み合わせる運営権取引です。具体的には下水汚泥を使った固形燃

料化、下水処理過程で生まれる消化ガスを利用する発電やリンといった資源の活用

などの収益化が見

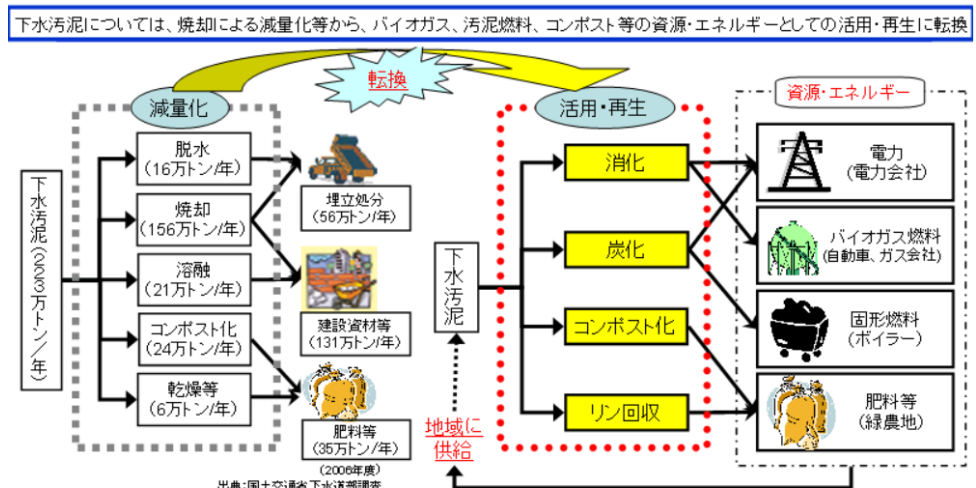
込める事業を、下水道事業と組み合わせる方法です。下水道事業と資源・エネルギー事業を一体的に実施することに

より運営権を設定する対象事業の収益性をあげ、厳しい収益性という課題解決を図ろうという方法です。

『運営権取引の代替可能な民間活用にむけて』

下水道事業における運営権取引の拡大に向け、「部分型」や二つの「混合型」と呼ばれる運営権取引により課題を解決する方法の検討も進み、様々な自治体において具体的な検討も進んでいます。一方、下水道施設の老朽化への対応、耐震化や新しい雨水管の導入など全ての施設で多額の更新整備が必要です。「部分型」あるいは「混合型」の運営権取引では対応できない施設や事業領域があることも否めません。また、事業規模が小さな自治体においては、資源・エネルギー事業との「混合型」運営権取引の検討が難しいことも考えられます。

そこで、「部分型・二つの混合型」運営権取引でも対応できない施設や事業を対象に、人員、業務、資金の3つの包括的な民間委託を実現できれば、運営権取引と代替可能な有効な民間活用が実現できると考えられます。こうした民間活用こそ弊機構が追い求めている民間活用取引です。



『最終回をむかえて』

本日でこのコラムも第二十五回となりました。大変勝手ながら、本日のコラムにて月刊での最終回とさせて戴きます。地域の水の循環を主題とし、それを支える下水道インフラに対する弊機構の想いや考えを様々綴らせていただきました。このような機会をいただきましたこと本当に感謝しております。

このコラムの2年余りにおいても、気候変動による大規模な風水害や地震により多くの人命や財産を失う大災害が頻発しました。災害大国の日本において、毎日の暮らしに欠かせない持続的な公共サービスのために、インフラが適切に整備され強靱化されることの重要性を改めて感じます。「使った水の道」であり「雨水の道」である下水道インフラもまた、地域の暮らしを支える代わりのきかないインフラであることから、その整備や強靱化の重要性を強く意識しないではいられません。

下水道インフラの更新整備の遅れに対し、公民連携による様々な民間活用手法が研究・検討され、実施拡大されてきました。今回のコラムでふれた運営権取引も確実に広がってきております。公民連携による民間活用は大変有効な方策です。それでも、より多くの地域で活用でき、より幅広い更新整備を支えられる民間活用手法の必要性も感じられます。

「地域の水と共に生きる」思いと共に、様々な地域の下水道インフラの特徴に合致する公民連携取引を提供していきたい、これが弊機構の変わらぬ想いです。

ありがとうございました。



水を生かす。未来が生きる。